

**修士論文概要**  
**開発における子どもに対する適切な介入の手段および介入の程度の判断基準**  
**-パターナリズムを中心に-**

氏名：佐藤 光

研究の目的と方法

本研究の目的は、介入の正当化事由の一つであるパターナリズムを中心に、開発における子どもに対する適切な介入の手段および介入の程度の判断基準を明らかにすることである。パターナリズムとは、「あなたのため」という理由で行う介入のことである。

開発実践においては、子どもたちの自律を促進することが重要である一方、開発支援の効果が高めるためには大人の介入が必要となる。日本国内外において、さまざまな団体が子どもに対する開発支援活動を行っている。そのような開発実践に関わる人々は、しばしばボランティアや学生など、専門的な知識や経験が限られている場合があり、「子どものため」と思って必要以上の介入をしてしまう可能性がある。筆者自身も、開発実践活動に関して十分な経験や知識がなかったものの、いくつかの子どもに対する支援団体で実際に活動を行ってきた。筆者は、これらの活動中、子どもたちと接する際に、自律と介入のバランスにジレンマを抱えてきた。とりわけ、「あなたのため」として行われる介入は、パターナリズムとして知られ、個人の自由を制限する行為として批判されることもある。

子どもなのだから、大人の言うことにしたがっていけばいいという考えもあるかもしれない。子どもへの介入は当然視されてきた面がある。

しかし、1989年に採択された「子どもの権利条約」により、子どもは、保護と自律の両義的な権利をもつことが認められることとなった。つまり、本条約により子どもも大人と同じ権利を持つことが認められ、子どもは単なる保護の対象ではなく、その意志と権利が尊重されるべき存在として位置づけられているのである。そこで、子どもの保護（パターナリズム）と自律を巡って、議論がなされてきた。

子どもの自律とパターナリズムによる保護の議論は、教育、法学、福祉の分野でなされてきた一方で、開発の分野では、介入としてのパターナリズムに対する否定的な見解が強く、十分な議論がなされてこなかった。そこで、本稿では、開発分野における子どもに対する介入（パターナリズム）は許されるのか、また、許されるとすればどのような手段や程度であれば許されるのかという判断基準を考察した。本研究は、適切な介入を個別具体的に明らかにすることが目的なのではなく、許される介入と許されない介入の境界を明確にすることで、正当な理由のない介入を防ぐことが目指すところである。

研究方法は文献調査である。パターナリズムという語を頼りに、論文データベースを利用し文献を抽出した。抽出した文献からパターナリズムの正当化根拠、基準を抜き出し、開発分野における子どもに対する適切な介入の判断基準の考察を行った。

## 論文の構成

### 第1章 序論

- 1-1 研究の背景と問題の所在
- 1-2 研究の目的
- 1-3 研究の方法
- 1-4 論文の構成

### 第2章 介入の正当化とパターナリズム

- 2-1 介入の根拠
- 2-2 パターナリズムの整理
  - 2-2-1 パターナリズムがなぜ嫌われるか
  - 2-2-2 パターナリズム研究の変遷
  - 2-2-3 パターナリズムの正当化根拠
  - 2-2-4 定義
  - 2-2-5 パターナリズムの種類
- 2-3 開発とパターナリズム

### 第3章 子ども観とパターナリズムの変遷

- 3-1 子ども観と子ども権利論の変遷
- 3-2 子どもに対するパターナリズムの変遷

### 第4章 子どもに対する適切なパターナリズムの検討

- 4-1 子どもに対するパターナリズムの正当化根拠・基準の必要性
- 4-2 調査方法
- 4-3 調査結果
- 4-4 子どもに対する適切なパターナリズムの検討
  - 4-4-1 子どもに対するパターナリズムの正当化根拠の検討
  - 4-4-2 子どもに対するパターナリズム正当化の判断基準の検討

### 第5章 開発における子どもに対する適切なパターナリズムの考察

- 5-1 開発分野と他分野の相違点と共通点
- 5-2 開発分野と他分野における適切なパターナリズムの判断基準の比較

### 第6章 結論と今後の課題

- 6-1 結論
- 6-2 今後の課題

### 参考文献

## 論文の概要

本論文は、6章から構成される。第1章では、研究の背景と問題の所在、目的、方法、論文の構成について述べた。第2章では、介入とりわけパターナリズムの正当化について整理した。まず自由主義社会において介入が許される根拠を述べた。そして、介入の根拠の中でも「他者のため」というパターナリズムは、なぜ批判されるのか、パターナリズム研究の変遷、そして本稿でのパターナリズムの定義、パターナリズムの種類を概観した後、開発分野におけるパターナリズムについてまとめた。第3章では、子どもの人権と子どもに対するパターナリズムの変遷を概観した。子ども観は、時代・地域によって異なり、子どもの保護と自律のバランスについて議論が変遷してきていることを示した。第4章では、文献調査の結果として子どもに対するパターナリズムの正当化根拠と判断基準を、抽出した文献から整理した。第5章では、第4章の結果を踏まえ、開発分野と他分野の共通点と相違点を基に、開発分野での子どもに対するパターナリズムの手段や程度の判断基準を考察した。最後に、6章で結論と今後の課題を述べた。

まず、他者への介入が許される根拠として、①危害原理②不快原理③モラリズム④公益・集団のため⑤パターナリズムが挙げられる。⑤パターナリズムとは、「介入される人のため」という根拠を意味している。本稿では、このパターナリズムを中心に論を展開した。その理由は、本稿の対象である子どもに対する介入は、子どもの「ため」に行われることが多いことから、パターナリズムが最もよく適合すると考えたためである。

パターナリズムは、一般的には忌避されるべき概念であるとされている。それは、「あなたのためになるから」として、行われる介入が自律や自己決定の妨げになると考えられているためである。そこで、パターナリズムの研究では、「他者のため」という理由で介入ができるか、できるとすればどのような条件の下でかという議論が行われてきた。

開発分野においても、パターナリズムは否定的な語として扱われている。しかし、医療や福祉の分野では議論があるにも関わらず、開発や援助の分野では、パターナリズムの「問題について論じた日本語文献はほとんどない」というように、パターナリズムに関する日本での議論が十分に行われていないといえる。

また、子どもに対するパターナリズムは、成人に対するパターナリズムの議論とは少し異なる変遷をしてきた。それは、子どもに対する介入は、当然のことと考えられてきたためである。子どもに対するパターナリズムの議論は、「子どもと大人と区分することが、なぜ正当化されるのか」、「そのような区分が正当化され得るとして、具体的に子どもはいかなるパターナリスティックな介入に従わなければならないのか」という視点で展開されてきた。

パターナリズムの正当化根拠・判断基準が必要な理由は、基準が明確でない場合、「子どものため」と思って必要以上の介入をしてしまう可能性がある。あるいは、何が子どものためになるのか判断に迷いが生じ、なすべき介入がなされないこともあり得る。そのため、どのような介入であれば許されるのかという判断基準が必要になる。

判断基準を明らかにするため、文献調査を行った。論文検索データベース Google Scholar を使用し、「パターナリズム」と「子ども」というキーワードを用いて、子どもの権利条約が採択された 1989 年から調査時現在（2024 年 9 月）までに書かれた論文を検索したところ、1,530 件が表示された。検索結果からタイトルや概要などを参照し、子どもに対するパターナリズムを扱っている文献を選定したところ、77 件が該当した。選定された文献を精読し、子どもに対するパターナリズムの正当化の判断基準を論じている文献を 17 件抽出した。

抽出した文献 17 件中 12 件で、なぜ子どもに対するパターナリズムが許されるのかという正当化根拠として、子どもは「未成熟」であることが挙げられていた。これはつまり、「子どもが成熟した大人になる過程のため」であれば、パターナリズムが許されると捉えられる。裏を返せば、介入が自律を促すようなものでないならば、根拠のない不適切な介入になると捉えられる。

次に 17 件の文献を類似の正当化基準ごとに、a.学校の裁量、b.子どもの最善の利益、c.特性に合わせて、d.限定的、e. 将来的な善や同意の確保、f.介入者側の内面、g.正当化できないもの、の 7 つに分類した。これらを開発と他分野の共通点・相違点ごとに比較検討した。

まず、共通点として、子どもは一人ひとり尊重される存在であり、また大人へと成長する過程にあること、そして、一般的に大人と子どもには権力の非対称性が存在することを挙げた。この共通点と 7 つに分類した判断基準のうち a-f を比較検討したところ、a.学校の裁量以外は、開発の分野にも当てはまると結論付けた。a.学校の裁量を、判断基準として不採用とした理由は、介入者側の裁量に任せるのでは、今日の開発の潮流に逆行するためである。開発分野の場合、「開発実践者や団体」の裁量と言い換えることができるが、開発実践者や団体の一方的な介入であるトップダウン方式は、支援先である被援助国の実情や文化的背景を無視した、大幅な介入になる危険性があるため、不採用とした。

次に、相違点として、国際開発の場合、介入の対象者に、日本国内にとどまらず国外の子どもも含まれる点である。この点は、7 つの分類のうち g.正当化できないものを検討した。文献により取り上げられていた正当化できないものとして、親の信仰宗教による輸血拒否や体罰が挙げられていた。これらは開発分野でも正当化はできない。しかし、文化的慣習が絡む事項は、慎重に検討する必要がある。本稿では、虐待と文化差についても概観した。

以上のことから、開発分野における子どもに対するパターナリズムが適切かを判断する際には、介入が子どもの最善の利益になるか・一人ひとりの特性に合っているか・成長を補完する範囲内で行われているか・将来の善や同意の確保のためになっているかを基準とし、開発実践者は権力の非対称性を意識し、常にパターナリズムの存在を気に留めることが必要であることが明らかになった。とりわけ、国際開発分野で介入を行う際には、それぞれの国や地域の文化・慣習などによる違いを尊重し、慎重に考慮しなければならない。